

みんな、同じ地域の仲間だよ！

居住地校交流

でつながる輪

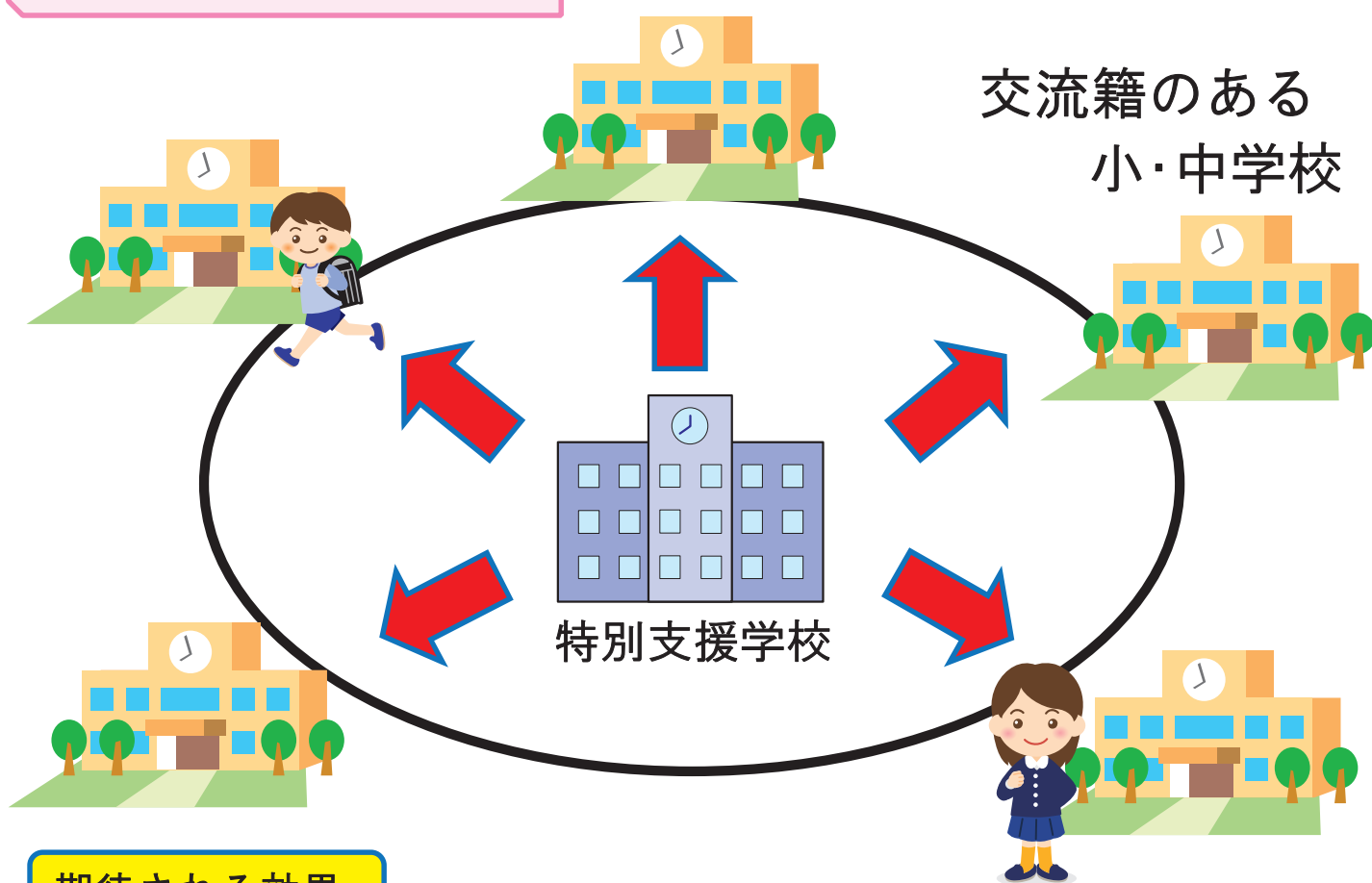


「居住地校交流における交流及び共同学習」

「交流籍」制度とは

県内の特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町村の小・中学校に副次的な籍（交流籍）をもち、間接的・直接的な交流を通して、地域とのつながりを維持・継続する制度です。

共に学び合い高め合う



期待される効果

【小・中学校の子どもにとって】

特別支援教育や障がいに対する理解と認識を深め、同じ社会に生きる仲間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができます。「居住地校交流」を通して、豊かな心を育むことにつながっていくことが期待されます。

【特別支援学校の子どもにとって】

居住地校の児童生徒との関係ができ、地域の一員としての自覚が芽生えます。また、自立や社会参加に対する意欲が高まることで、在籍校とは異なる教育効果が期待されます。

居住地校交流の内容

○直接的な交流

行事での交流

校外学習



一緒に校外学習に行ったよ。お兄さんに手伝ってもらって、りんごをゲット！

授業での交流

国語

図書館で、特別支援学校の先生による絵本の読み聞かせ・・・大型絵本をみんなで見ると、楽しいね。



給食や休み時間での交流

給食



学校祭の劇の話で盛り上がった。なんだか面白そうで、観に行きたいなと思った。みんながもりもり食べる様子にびっくり!!

休み時間

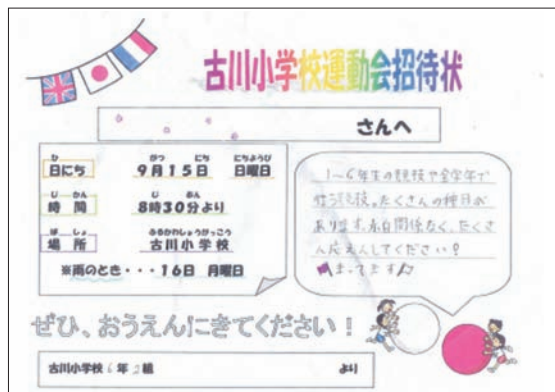


休み時間に、一緒にサッカーをして遊んだよ。

○間接的な交流

学年便りや行事案内の交換

行事案内(招待状)



メッセージ付きのすてきな招待状が届いて、うれしいなあ。家族と一緒に見に行こうかなあ。

作品や手紙の交換

手紙(お礼状)



特別支援学校の友達がくれた手紙を教室の掲示板上に貼って、みんなで見ているよ。

交流を進めるにあたって

【特別支援学校教員による理解啓発授業】



【学級掲示：交流コーナー】



【自己紹介カード】



【担任・担当者との打ち合わせ】



「居住地校交流」を実施するうえで、大切にしたいことは、一緒に活動して「よかった」「楽しかった」という思いをお互いに実感できるようにすることです。

そのためには、目標を具体的にして目標に合わせた交流を行う必要があります。担任・担当者との打ち合わせで、双方の子どもの様子を十分に情報交換することで、交流に対する共通意識をもつことができると考えています。

必要に応じて、特別支援学校教員が小・中学校の児童生徒に対して、特別支援学校の紹介、障がいの理解、交流する子どもの実態等の理解啓発授業を事前に行ったり、小・中学校の学級掲示に「交流コーナー」を設けて、交流する子どもをいつでも身近に感じられるような工夫をしたりすることも効果的です。

*本リーフレットの実践は、飛騨圏域をモデル地区として実施した「交流籍を活用した居住地校交流促進事業」における取組をまとめたものです。

岐阜県教育委員会特別支援教育課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 Tel 058-272-8751 Fax 058-278-2823

岐阜県特別支援教育支援NET

検索

